

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和4年度定期監査（第3回財務監査）及び令和4年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年9月1日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 山口 康弘

令和4年度定期監査（第3回財務監査）

課	指摘事項	講じた措置
消防本部総務課、消防署警備1課	<ul style="list-style-type: none"> 一時限りの資金前渡において、千歳市会計規則に規定されている精算が行われていないものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 精算漏れが生じないよう財務会計システムに入力後、チェックリストに転記し、別の職員が精算管理を行うこととした。

(担当：消防本部総務課)

令和4年度財政援助団体監査

課	指摘事項	講じた措置
建設部道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者から提出された支出証拠書類に一部不足があり、補助金の実績報告書に記載された収支決算額の確認ができなかったものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の内容が、東部地域の連合会等の団体が道路河川愛護の精神から実施する市道及び河川の草刈であり、実施団体や実施箇所によって金額にあまり差異が生じる性格のものではなく、また、補助金の交付申請や実績報告を行うのは高齢の地域住民であり、収支予算書の作成や、領収書等の保存、収支決算書の作成などの事務処理は負担が大きいことなどを総合的に考え、令和5年4月25日付けで要綱を改め、面積に単価（5年を基本に見直し検討）を乗じた金額を交付する形式とした。

(担当：建設部道路管理課)